

下水道が使えるようになるまで

下水道工事への皆様のご理解とご協力をお願いします

下水道工事に伴い、騒音・振動の発生や交通規制など、皆様にご不便やご迷惑をお掛けしますが、快適な生活の実現のためにご協力をお願いします。



下水道が整備されたら必ず接続工事を

下水道が整備されたら、建築物の所有者または使用者はすみやかに下水道接続工事を行ってください。
また、家を新築する場合も、下水道への接続が義務付けられています。

くみ取り便所は水洗便所にして下水道へ

くみ取り便所をお使いの場合は、3年以内に下水道に接続し、水洗便所に改造しなければなりません。

浄化槽は廃止して下水道へ

浄化槽をお使いの場合は、遅滞なく下水道へ接続しなければなりません。

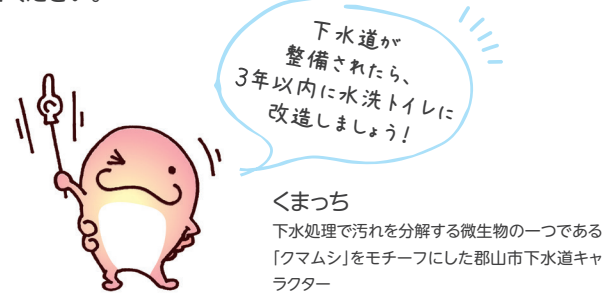
すべての汚水を下水道へ

トイレだけではなく、台所・風呂場・足洗い場などから出るすべての汚水を下水道へ接続し、使用しなくなったくみ取り便所・浄化槽は原則として撤去しなければなりません。

雨水は道路側溝などへ流してください

汚水の排水設備だけではなく、雨水の排水設備も設置しなければなりません。

また、雨水は下水道本管（合流地区を除く）へ絶対に流さないでください。



排水設備（水洗化）工事の進め方

問 営業課 ☎024-932-7666

排水設備工事は上下水道局が指定した「下水道工事指定店」で

水洗化などの排水設備工事は、一定の技術水準で正しく行われないと、詰まりなど故障の原因となり、利用者の生活に支障をきたし、公共下水道の機能に悪影響を与えます。

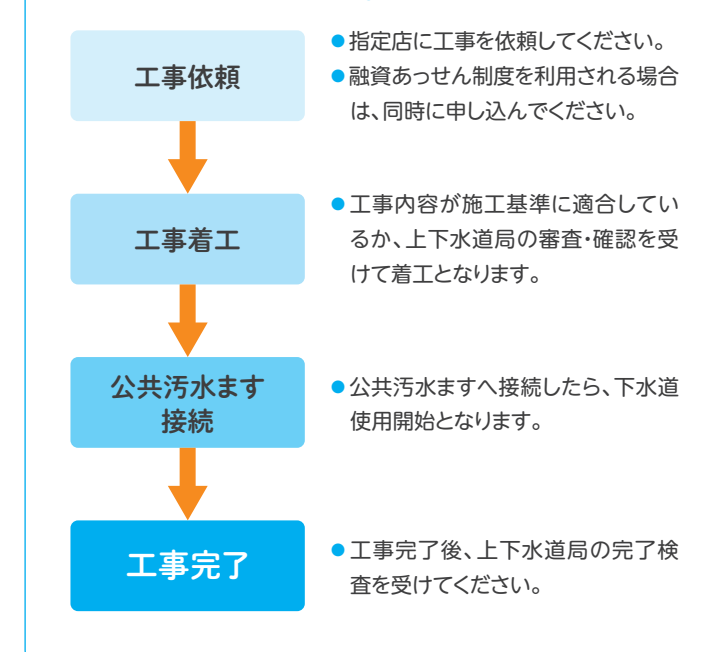
このため上下水道局では、工事に必要な専門的知識と技術を持った技術者を登録し、その技術者のいる工事店を「下水道工事指定店」に指定しています。また、指定店以外では排水設備などの工事を行ってはならないこととしています。

なお、工事を行うにあたり、必要な図面の作成と上下水道局への書類提出は、申請人に代わり指定店が行います。

※融資あっせん制度（関連10ページ）がありますので、下水道工事指定店にご相談ください。
※下水道工事指定店一覧は市ウェブサイトでご覧いただけます。



接続工事の流れ



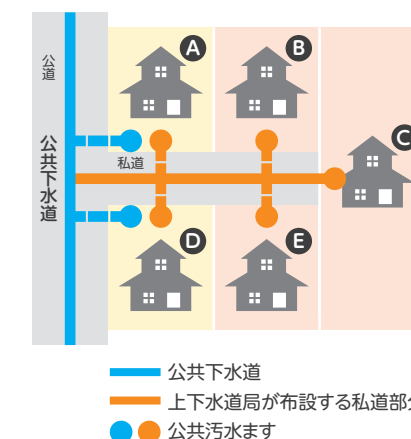
私道への下水道本管布設

問 下水道整備課 ☎024-932-7672

下水道本管は、原則として公道内に布設しますが、下記の要件を備えた私道にも、申請に基づき上下水道局の費用で下水道本管を布設します。布設完了後、提出書類である「公共下水道接続予定者名簿」に記載された接続予定者は、すみやかに公共下水道に接続していただきます。

- ① 通行ができる私道であること。
- ② 私道が公道に接続し、布設されている公共下水道に接続が可能なこと。
※公共下水道が整備中の場合はご相談ください。
- ③ 私道が宅地などと分筆されていること。
- ④ 私道の幅員が1.5m以上であること。
- ⑤ 私道に布設する下水道管を利用する家屋（個々に生計が独立し、水道メーターが独立して設置してあること。）が2戸以上あり、布設完了後すみやかに公共下水道へ接続すること。
- ⑥ 私道の所有者などが公共下水道布設工事を承諾し、工事後も施設の維持管理に支障をきたさないこと。
- ⑦ 私道の所有権などの譲渡の際は要件⑥を条件とし、違反した場合は、その賠償責任を負うこと。

※原則、私道に接続し、公共下水道に未接続の家屋全戸での申請をお願いします。また、工事着手時期は明確になり次第、申請者代表へ連絡します。



A～Eが対象となります。A・Dについては、公道側または私道側のどちらか一方にのみ公共汚水ますを設置します。